

■解約手続きの注意事項■

①解約手続き

解約通知書は下記いずれかの方法でご提出ください。

1 郵送 2 FAX 3 ご来社 4 メール

※お電話での受付は一切お受けできません。

②解約受付日

解約通知書のご提出日(郵送以外は弊社への書面到着日)が解約受付日となります。郵送の場合は消印の日付が解約受付日となります。

※住居・駐車場は通常1か月前までに書面による予告が必要です。

③解約通知書の受付

解約通知書が弊社に到着した際は必ずお客様へご連絡しております。

※解約通知書をご提出いただいたあと数日経過しても

弊社より連絡が無い場合は必ずご連絡をお願いします。

④お家賃等はいつまで発生するのか

解約日まで発生します。解約日がいつになるかは契約書に定められています。

住居・駐車場は、通常は解約受付日から1か月後が解約日となるケースが多いですが、契約内容により異なりますのでご不明な際は弊社までご確認ください。

※**契約内容の特約により賃料等以外に違約金が発生する場合があります。**

※賃料等の支払いに関して口座引落をご利用の場合は、解約受付のタイミングによって解約月賃料等が日割りであっても1か月分満額引落としされる場合がございます。

その際のご返金分賃料等は敷金と一緒に精算いたします。

ただし、駐車場は契約書に基づき、原則日割計算は行いません。

⑤退去立会日

お引越しが完了し、**お部屋の中に荷物が無い状態で室内確認を行います。**

お預けしている鍵を全て回収いたしますので退去立会後は室内へ入ることができません。

当日はご予約のお時間にお部屋でお待ちください。

※立会希望日は事前予約制ですが、予約状況によっては後日調整可能です。

立会は解約日までの期日でご設定ください。

当日になってのお時間の変更は原則お受けできません。

10:00～16:00の間の1時間単位のお時間でご指定ください。

⑥解約日の変更

解約通知書ご提出後の解約日の変更、解約のキャンセルは、原則受付できません。

一度解約日が決まるとその日程に基づき入居募集等を始める為、

解約通知書ご提出の時点で解約日を確定いただくようお願いいたします。

※予定より早く退去立会やお引越しを行うことができた場合でも

賃料は初回に申し出ていただいた解約日まで発生します。

例:退去予定日を7月31日で提出。

その後予定が早まり7月25日には引越しが完了し立会を行った。

⇒最終賃料発生日は初回解約受付時の7月31日となります。

〈解約に関してのお問い合わせ先〉
株式会社西田コーポレーション 契約業務課
〒243-0018 神奈川県厚木市中町3-11-18 MY厚木ビル 1F
TEL:046-224-8682 FAX:046-222-0777
Mail:kanri@nishida-gr.jp